

## 名張市立図書館ネーミングライツ（命名権）募集要項

### 1. 趣旨

名張市では、生涯学習施設を維持し、多くの皆様に安心してご利用いただき、さらなる生涯学習の振興（読書活動の推進）を図るため、ご支援いただけるネーミングライツ・パートナーを募集します。

ネーミングライツとは、施設の名称（愛称）に事業者名やブランド名を付与する権利で、「命名権」とも呼ばれています。

### 2. 募集主体

名張市

### 3. ネーミングライツ対象施設概要

名張市立図書館（名張市桜ヶ丘3088番地156）

（1）開館 昭和62年7月

（2）施設 鉄筋コンクリート2階建 1,741㎡

（地下1階、地上2階、一部鉄骨造）

（3）移動図書館 やまなみ号を運行（令和6年度36ステーション）

### 4. ネーミングライツ対象施設利用状況

年度	入館者数	貸出件数	貸出冊数	蔵書冊数
令和3年度	112,126	100,312	403,588	299,703
令和4年度	125,885	102,307	396,553	305,326
令和5年度	140,386	105,485	405,382	294,764

### 5. ネーミングライツの範囲

（1）公式名称は、「名張市立図書館」とし、条例で定められた名称及び移動図書館車の愛称（やまなみ号）は変更しませんが、契約期間中において、図書館に愛称として、事業者名又はブランド名を付けることができます。

（2）愛称は、公共施設にふさわしいものとし、図書館としてのイメージを損なわないものとし、ネーミングライツ・パートナーと事前に協議を行い決定いたします。なお、愛称に関しては、名張市有料広告事業実施要綱第2条に掲げるものを含まない内容とします。また、商標登録等の侵害にならないよう事前にご確認ください。

例）名張市立図書館〇〇〇ライブラリー、名張市立図書館 Supported by 〇〇〇など

（3）利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

### 6. 募集条件

（1）契約期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

（2）ネーミングライツ料は、年間30万円（税込）以上とします。

（3）ネーミングライツ料の納入は、毎年4月末日までに1年分を一括納入していただきます。

（4）愛称看板等の設置や契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

### 7. ネーミングライツ・パートナーのメリット

（1）施設に愛称看板を設置することができます。設置位置や規模、時期等詳細については、市と協議のうえで決定します。ただし、色彩、意匠その他デザイン等は、周辺景観に調和したものとします。

（2）「広報なばり」、図書館ホームページ、印刷物などへの愛称表示を通してマスコミや市民へのPRが

できます。これらについては、愛称決定のお知らせなどを含め、名張市で用意します。  
(3) 上記以外によるPRについては、協議のうえ決定します。

## 8. 申込方法及び提出書類

- (1) 募集要項配布期間 令和6年11月26日(火)～令和6年12月13日(金)  
(図書館ホームページからも閲覧可能)
- (2) 質問受付期間 令和6年12月10日(火)午後5時15分まで  
(市フォーム及び下記Eメールからも質問可能)
- (3) 回答方法 全質問に対する回答は、随時図書館ホームページで公開します。
- (4) 申請書提出期間 令和6年12月17日(火)～令和6年12月25日(水)  
午後5時15分まで  
持参又は郵送(12月25日(水)必着)により、下記の書類を名張市立図書館に提出してください。

※上記期間の受付については、月曜日を除く午前9時30分から午後5時15分までとします。但し特別整理期間12月3日(火)から12月15日(日)までは、閉館中のため、職員通用口にて対応いたします。

## (5) 提出書類

- ①名張市立図書館ネーミングライツ(命名権)申込書
- ②国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書、完納証明書等)
- ③会社概要及び直近3年間の決算報告書
- ④登記事項証明書又は登記簿謄本(提出日前3か月以内に作成されたものに限る)

## 9. 選定方法

募集期間終了後に名張市広告審査委員会において、ネーミングライツ・パートナーとして、ふさわしい事業者か否か、また、応募された愛称名、提案金額等を総合的に判断して決定します。

## 10. 応募資格

名張市有料広告事業実施要綱第3条に規定する規制業種、事業者等に該当しない民間事業者等を対象とします。

## 11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては、図書館のホームページに公表します。

## 12. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーとの最終的な協議後、速やかに名張市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本募集要領に違反した場合、又は、社会的に著しい不祥事を起こした場合には、契約を解除します。この場合当該年度分のネーミングライツ料は返還しません。

## 13. 応募及びお問い合わせ先

〒518-0712 三重県名張市桜ヶ丘3088番地156  
名張市立図書館 電話：0595-63-3260  
E-mail：tosyokan@nabari-library.jp